

令和元年7月25日

第3回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第3回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可を必要とする買受適格証明願について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和元年7月25日				招集場所	加須市役所 5階 504会議室			
開会の日時	午後2時30分				閉会の日時	午後4時20分			
会長	小倉和夫				職務代理	野川良翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡島敏雄	○		9	塩崎博	○			
2	江森正	○		10	山岸和男		○		
3	坂本君夫	○		11	田島啓司	○			
4	野口悦夫	○		12	野川良翁	○			
5	関口政司	○		13	小倉和夫	○			
6	矢島征雄	○		14	早川初男	○			
7	遠井勝	○		15	柳田浩	○			
8	栗原光夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局長 細田 悟				
					次長 小川 修一				
					主幹 正能 光				
					主幹 新井 昌典				
					主査 落合 高雄				

開会 午後 2時30分

○局長（細田 悟君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

それでは、野川職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

今年はですね、昭和63年以来による日照不足ということで、いよいよですね、あと二、三日すれば梅雨明け宣言が行われるんじゃないかと思われま。

稲の方を見てもですね、去年よりは10日以上遅れていると言われております。平年だと二、三日というんですけれども、去年よりはすごかったと思います。これから、天変、台風が来ないこと、順調に稲刈りの時期を迎えられていくのではないかと考えております。

それではですね、これより令和元年第3回加須市農業委員会を開会いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（細田 悟君） 続きまして、小倉会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

半夏生も終わりました、田植えも終わったということなんですけれども、一段落ということで、梅雨がね、意外とことしは長いということで、これが普通なんかという部分もあるんですけれども、去年と比較しますと、本当に1カ月も違うかなという感じがします。ただ、稲のほうに関しては、私は全部を見ているわけではないんですけれども、そんなには低温とかね、そういう、日照不足はあるんですけれども、そんなに差がないかなという。

聞くとところによりますと、東北のほうに関しましても、それなりの稲の作柄ということでありますので、このまま暑さが回復して、太陽が照っていただきますと、それなりの米に対してはいい年かなという感じはしています。皆さん方には本当にね、いよいよ暑くなりますと、大変体には負担がかかるわけなんですけれどもこの夏を乗り切って、収穫の秋に結びつけたらいいかという感じがします。

また、ここで農業委員として、最適化の推進委員として、加須地区では中間管理事業が非常に盛んなわけですが、昨今、7月17日の新任の農業委員と農地利用最適化推進委員の研修会が吉見町でございました。その席でJA報告ということで、加須市樋遣川地区における中間管理事業の取り組みについてということで、農地最適化推進委員の藤原さんと、同じく樋遣川地区の第2区の区長さんである穂山さんが出席し、その研修会で体験発表していただきました。皆さん方、大変好評を受けたところでございます。農業委員さん、最適化推進委員さんにつきましては、本当にね、仕事が前からするといろいろ多いというわけでございます。皆さん方には大変な苦勞をかけるわけですが、加須地区では最適化の中間管理事業を取り入れて、次の担い手を何とか育成しようということで取り組んでおりまして、その関心は県におきましても注目されるところでございまして、今回の体験発表が、その農業委員、最適化推進委員の研修会で我々の地区からそういう取り上げていただいたということで、今後にも農業委員会の仕事としての役割についての進め方というか、そういったものに興味を示されているんじゃないかなと思います。

今後とも、中間管理事業に関しましても、農業委員・最適化推進委員の皆さん方には積極的に進めていただけることを特にお願い申し上げたいと思います。

なお、私ごとでございますけれども、埼玉県農業会議の第3ブロックで吉川の さんという人が副会長をやっていたんですけども、ことしの3月31日で辞めました。農業会議の役員というか、正副の会長の選出の方法につきましては、県でそれぞれのブロックを3つに分けて、そこから副会長、会長が1人ということで選任されておまして、僭越ですが、私が、第3ブロックで北埼玉地区北埼玉郡、また埼玉葛の代表ということで、埼玉葛から今度は加須市のほうに副会長職が移動したというかね、ということになりまして、僭越ですが、務めることになりましたので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。

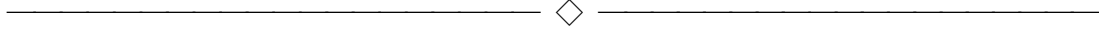


◎出席委員数の報告

○局長（細田 悟君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち、過半数を超える14名の委員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27

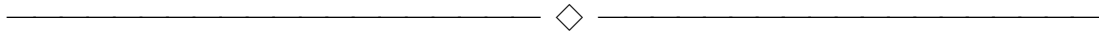
条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。以降は小倉会長に議長をお願いいたします。



◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、議事に入らせていただきます。それでは、よろしくお願いいたします。



◎総会議事録署名委員の指名

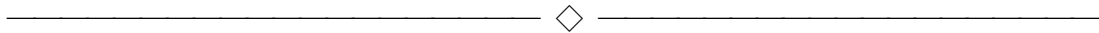
○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

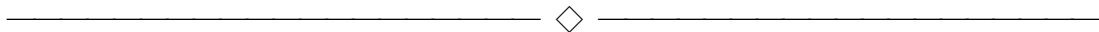
6番 矢島 征雄 委員

7番 遠井 勝 委員

両委員さんを指名いたします。



○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、1件の取下願が提出されております。本日の議案第1号で1番の志多見地区の案件につきましては取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれることをご報告申し上げます。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の3件を議題といたします。

初めに、2番、3番及び4番の東の花崎及び樋遣川地区の案件について、関連があります

ので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 事務局です。それでは、議案第1号の説明に入らせていただきます。

3条の2番、3番、4番は譲受人が同一であり、譲渡人は3件とも親戚関係でございますので、一括にてご説明いたします。本案件、3件とも売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人はいずれも実家から相続したもので、老齡かつ遠隔地で耕作ができないため、譲受人は譲渡人の意向もあり、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や経営面積、農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番の柳田です。

これら3件につきましては、7月16日に町田推進委員と2人で譲受人宅を訪ねまして、お話を伺ってまいりました。これらの申請農地につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、先々代時代の遺産分割によって譲渡されたものでございまして、その後は実家と譲受人宅で管理をしていたということでございます。このたびこれらの土地につきまして整理したいということで申請が上がってきたわけでございますので、どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可を必要とする買受適格証明願について」の1件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の3ページをご覧ください。

当該農地は、譲受人の差押物件で債権者となっております。裁判所から競売を実施する物件となっております。今回につきましても、競売物件を買い受けて、水稻の耕作をするということになっております。

また、申請人は現在、1町1反5畝を耕作しており、農機具保有状況からも問題はないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番(野口悦夫君) 4番、野口です。

去る7月18日、私と推進委員の野本さん、川島さんとで さん宅を訪ね、また現地を見てまいりました。事務局の説明のあったとおり、 さんは水稻を作付しているようでございます。事務局説明のとおり、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

◇

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の4ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、建売住宅の残地の14㎡が2ヶ所ございまして、水路敷となっていることから、転用後、土間コンで整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、今回の申請地は建売住宅の残地でございまして、農地としての利用ができない状況でございます。申請者は今後、該当地を管理していくため、水路土揚げ敷として整備して、管理する予定でございます。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

7月15日でしたね、適正化推進委員の佐久間さんがちょっと都合が悪かったので、私一人で回ってきたんですけども、先ほど事務局から説明があったとおりですね。建売の売買のときに、ここの部分であるか、どこであればと。さん宅を訪れていろいろ話し聞くに、先代の亡くなったお父さんが、面積がわずかですけども、これだけの面積がふえると公園敷地を設けなくちゃならないとかいろいろ、後で対処しますというふうな話だったらしいんですけども、現実的にはそのまま残されて困っている状態で、作物をつくるにもつくるほどの面積がないようですので、ここで現場に行ってみましたけれども、やむを得ないものと判断してまいりましたので、ご審議よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の5ページ及び土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本案件は、農家住宅敷の拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

今回の申請地は、線引き前より物置を建て、農家住宅敷の一部として使用してきたが、農地であることが判明し、このたび改めて申請するものでございます。

申請地は、今後も住宅敷の一部として使用したいということであり、やむを得ないものと思われま

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(江森 正君) 2番、江森です。

ただいま事務局の報告のとおり、7月18日に宮内最適化推進委員さんと確認したところ、この申請理由は、昔のことで、線引き以前から建てていまして、届けなしで住宅を建てちゃっているの

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の28件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の6ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設の看板を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、市の屋外広告物条例についても許可見込みということを担当課に確認しております。立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

去る7月18日、推進委員の野本さん、川島さんと、譲渡人の さん宅を訪ね、現地を見、また話を伺ってまいりました。この売買のところに付きましては、太陽光が一面にできるようなところがございます。また、面積的に小さいので、かえって売れてよかったというような話もしてまいりました。何ら問題ないと判断をしてまいりました。ご審議のほどよろしくお願いしたいと思っております。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の7ページ及び土地利用計画図の5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、

第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

やはり7月18日、譲渡人の さん宅を訪れ、また現地を見、話を伺ってまいりました。今、事務局の説明のとおり、何ら問題なく、許可相当と判断をしてまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の8ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良するもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地、いわゆる青地でございますが、小麦を作付けするための農地改良で、期間は5ヶ月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

7月15日にですね、譲渡人の さん宅を訪れて、現地を見てお話を聞いたわけですが、公図を見ますと、申請地という字が書いてありますよね。それと、その次の搬入路が入っているところも既に埋め立てられて農地改良されているところがございます。その先ですので、ちょっと下もね、休耕で二、三年休むと、下が悪くて、米を作付けるにはちょっと不適格かなというようなことで、今回、農地改良して、事務局が言ったとおり小麦を作

付するということでしたので、許可相当と判断してまいりましたので、よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の水深地区の案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（ 番 委員退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の9ページ及び土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（7棟）を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

やはり、去る7月18日、 さんのお宅を訪れ、また、現地を見、話を伺ってまいりました。事務局説明でございましたけれども、周囲につきましては住宅街という形で、何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

4番の審議が終了しましたので、委員の入室をお願いいたします。

（ 番 委員入室）

○会長（小倉和夫君） 次に、5番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の10ページ及び土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人と譲渡人は親子関係にあり、使用貸借により土地を借り受け、資材置場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、業績も伸びてきており、既存敷地内に事務所を新築し、新たに資材置場及び駐車場を確保するもので、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

ただいま事務局の報告のとおり、去る7月18日、宮内最適化推進委員さんと確認したところ、これは、さんは親子関係でありまして、業務拡張が順調に伸びているということでありまして、現場はの南にあります。何ら問題はないと考えられます。よろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の11ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人と譲渡人は親子関係で、使用貸借により土地を借り受け、駐車場として使用するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、当該申請地は、線引き前から牛舎等があり、農家住宅敷として使用してきたもので、今後も駐車場敷として使用していきたいという予定でございます。

現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、また、昭和45年当時の航空写真が添付されているほか、線引き前から使用していることが確認できることから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(江森 正君) 2番、江森です。

7月18日、宮内最適化推進委員さんと現地を確認したところ、これ、私が覚えている牛舎がしたわけですから、牛舎のところで中古車の販売をしておるわけですから、そこが農地であったということで、改めて申請し直すということになっております。何ら問題ないと考えられます。よろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の12ページ及び土地利用計画図の5-

7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（2棟）を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

ただいま説明がありましておりに、ここは環境がよくて、非常に住みやすいと。田園地帯でありますので、何ら問題ないと考えられます。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、資材置場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが不許可の例外に該当することから、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

7月20日、推進委員の田部井さん、藤原さんと3人で譲渡人の さん宅に伺ったのですが、会えずに、譲受人の代理人である さんに電話して話をお聞きし、現地確認しました。譲渡人の さんは現在入院しているということで会えなかったわけですが、後継者もなく、しばらく前から放棄状態の土地であって、道路に面しているため資材置場として適しており、借り受けられたため申請したとのこと。この譲受人の会社ですが、解体工事や塗装工事、改修工事等を行っている会社ということで、以前、樋遣川地区に資材置場を設けましたが、不便のため、また、人の通りのなかったため資材が盗まれたということで、今度、通りもあるところに借り受けられたということで申請したとのこと。ご説明ありがとうございます。

現地確認しましたところ、現地は東側と南側に道路に面し、現在はヨシや雑草が生い茂っている荒廃の地でありました。このような土地なので、利用されれば環境的にもよくなると思われ、許可相当と考えてきました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付され、現地調査を行った結果、3筆は第2種農地と判断されますが、4筆のうち一番下の4718番2の1筆は第1種農地と判断されますので、この1筆を取り下げるよう指導してまいりましたが、応じないため、当該申請は不許可相当とすることでやむを得ないものと思われ。ご説明ありがとうございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

同じく20日、推進委員の田部井さん、藤原さんと3人で譲渡人の さん宅に伺い、話をお聞きしました。ここ数年来、隣接する一帯の土地が耕作放棄状態の土地になり、耕作困難ということで、今回、太陽光発電の話があり、売買により譲り渡したということでございます。現地確認したところ、3カ所の土地もこのような一帯の土地で、既に周りには太陽光発電の設備が設置されており、許可相当と判断しましたが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

今、事務局の説明の中で、1種農地と2種農地のまたがるところに太陽光発電をするということですが、1種農地で太陽光発電を許可するというのは、これはちょっとよく、どういう理由なのかわかりませんので、説明したいのと。あと、1種農地と2種農地と合算してやるということですが、例えばこの1種農地の部分だけ外してということの指導はされなかったのでしょうか。

○会長（小倉和夫君） 事務局。

○事務局（正能 光君） 説明したとおりでございます。4筆ございまして、一番下の1筆4718番2、この筆は1種農地でしたので取り下げるよう指導してまいりました。それで、それは応じなかったということの結果でございます。

それで、この案件は4カ所で1案件として上がってきておりますので、先ほど申したとおり、不許可相当ということでご説明したわけでございます。

○7番（遠井 勝君） 一体利用というか、こういう案件が、何と申しますかね、1種農地と2種農地を一緒くたに考えて、申請が4件出ているから、これを環境的に支障ないということで許可することについては、ちょっとこれは合点がいかないですし、例えばこれを指導するようにしたのでしょうか、それともこの1つだけを外すことができないんだとすると、全部がだめという考え方はないのでしょうか。

（「取り下げようと指導した」「取り下げる方向で」と言う人あり）

○7番（遠井 勝君） 取り下げだったんですか。

○事務局（小川修一君） 4718-2という筆が1種農地に属します。そのほかの3筆は2

種で太陽光は可能なんです、4718-2について1種農地ということで指導はしました。指導する中で、申請人——代理人ですね、これを4筆を一体として申請のままにしたいと、4718-2という筆だけを落とすということはしたくないということなんです。

もうちょっと突っ込んで言いますと、太陽光発電の施設ですので、設備認定はとられていますけれども、設備認定はそれぞれ4744-3が1つ、5127-2という筆が1つ、5248という筆が1つ、4718-2という筆が1つ、一つずつで設備認定のほうはとれているので、4718-2という筆については1種だからだめですよというふうな指導はしてまいりました。そういう中で、今、4718-2も含めて今申請が上がっている段階です。

○7番（遠井 勝君） ちょっとしつこいようですけども、1種農地を転用許可をした場合、これが事例として有効という言い方は変でしょうけれども、一体利用といいますか、一個一個の案件だと思うので、申請者が4棟一緒にやるということに対しての何か意図があるのかどうかということでも。例えば、一緒にやって、3棟だけは許可しますよという言い方をし、4棟出して1筆ほどがだめであれば、これは基本的には4棟はだめですよという結論になるのではないかと思うんですけども、ちょっとその辺の考え方は、例えばこの4718-2が許可しちゃっていいかということがよく理解できないんですけども。

○事務局（小川修一君） こういう事例がですね、初めてのものだったものですから、県のほうにですね、加須農林振興センターを通じて県の農業政策課に確認をしております。その中で、県のほうも関東農政局のほうに確認を今しているんですけども、その中でちょっと見解が、これだという見解が出てないんですね。例えば、遠井委員さんのご意見にもありましたけれども、この4筆全て1つの申請だから、3つはいいんですけども、4つ、1つがだめなものが入っているから全部不許可にするという考え方と、そうではなく、3筆は2種農地だからいいんじゃないかと、1筆だけはだめなんじゃないかということがありまして、関東農政局のほうの回答も、ちょっと今日メールで先ほど来たんですけども、まだはっきりしないんです。はっきりしない中で、これをですね、処分行為である許可を出すということは、加須市の市長部局になりますけれども、行政不服審査法による申し立てなどを見据えながら、根拠規定を整理しなくてははいけません。

そういう状況の中で、例えばですね、分割して、3つはいいんじゃないでしょうか。1つは不許可ですよという、両方になってしまうんですけども、図面でいうと下の3筆、南側に向かって5248、5127-2、4744-3、この3筆は2種農地だから許可相当見込みですよ。もう一つ、一番北側の4718-2という筆は、これは1種農地なので不許

可です、不許可相当見込みですという形で意見を付すということもあり得るのかなというふうに考えるんですが。

○7番（遠井 勝君） 本当にちょっとしつこいですけれども、例えばこの地域で1種農地と2種農地での線引きになる、都市計画法上の用途地域が変更になるんだとして、4つのうちの3、4分の3が大丈夫ですよ。そして、地区担当の矢島委員さんが、この辺は何ですか、太陽光発電で環境的にもやっていけるからいいということとは私は別なんだろうと思うんです。と申しますのは、例えば何でもそうですけれども、農業振興地域で白地と青地というのは道路を挟んで大きく変わるということなんだろうと思うんです。そうした場合に、これを一緒にくたで、環境がいいからオーケーにしますよ、4棟一緒にいいですよというのと、これを含んだ形で申請だったんだとすれば、全部がだめですよ。うち、さっきおっしゃったように、3棟はいいんだけど、1棟がだめなためにということであれば、保留にして、あるいは審査状況を見てということも1つの案としてあるんだろうと思うんだけど、ここで許可相当と出すのは、一個人とすれば、悪いものがまじっているのを、大体この辺はいいだろうからオーケーしますよというのはちょっと合点がいかないし、ちょっとほかの人の意見が聞けたらと思います。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

私も遠井さんと基本的に同じです、考え方は。今回、4筆が上がっているんですけども、事務局の指導も正しいなと思っているんですよ。1件は取り下げて、この3件でしなさいと、それが基本的にベターなんだなと私も思います。何で1件だけ外せないのか、相手の思惑本当にわからないから。今回、これ1件審査で上がっちゃっているわけですから、1つでも不許可相当があれば、許可なんか出せるわけじゃないじゃないですか。もう事務局、それでもう決定しちゃっていいんじゃないかというふうに感じました。よろしくお願いします。

○会長（小倉和夫君） ほかにございますか。

○8番（栗原光夫君） 8番、栗原です。

さっき言った4718-2、これは明らかに違反と言ってはちょっとあれなんですけれども、許可ができない場所にありますので、これ4カ所セットの場合は、1件違法があるので、これはだめということになると思いますけれども、これを万が一許可しちゃった場合、今度は後々と問題ができると思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） もう一度、事務局の説明。

○事務局（小川修一君）　そうですね、先ほどからご意見が出て、遠井委員さんの中に、国からの指導、国からのはっきりした方針も出てないのでということ踏まえて、まだ途中なんじゃないかということをおっしゃっていました。途中というのは、結果を出すのは早いんじゃないかということをおっしゃっていたかと思うんですが。そうなので、これをもし、すみません、全体を不許可ということにした場合に、ちょっと私不安なのが、1つの申請で、確かにまとまっているから全部だめなんですといったときに、3つは2種で大丈夫だということがあって、1つの申請だから全部だめなんですという根拠が国もないというところがあります。まとまっているから全部だめなんですよと、1つだめだからみんな影響しちゃうんですよというところがまず第1というときに、さっき確認したと思うんですけども、1つはだめだけど1つは大丈夫なんじゃないですかという、決定のようなことではなくて、そういう意見を付して、1個はだめ、3つは大丈夫だけということ意見付して市長部局に送り込んで、市長部局のほうでまた指導していくか。その間に国の見解を、方針を出していただいて、基本的に全部だめなやつなのか、分割でいけるのかというふうにしたほうが、後で間違いがないのかなというふうに、ちょっとはっきりしなくて申しわけないんですけども、そういうふう考えるんですが。

○7番（遠井 勝君）　すみません。ちょっとよく最初の会話が聞こえなかったんですけども、今、矢島委員さんは、環境からして支障ないからということで許可相当と判断したという。今、事務局の正能さんのほうで言ったのは、許可相当で言ったんですけど。

○事務局（正能 光君）　不許可ですよ、はい、不許可。（相当）

○7番（遠井 勝君）　ああ、そういうこと。で、次長の言い方は、ちょっと保留にして考えるというか、回答を待つというか、そういう形で……

○事務局（小川修一君）　こういう事例は本当はないので、国もですね、ここで一步間違っちゃうと裁判に発展していったら、市長部局でないんですけども、ちょっとね、急いで不許可ですというのも厳しいのかなという感じがしています。なので、市長部局に意見を送り込んでから、市長部局のほうでまたいろんなことを考えて決裁しますけれども、その間に国ですね、関東農政局まで今話が上がっているんで、国にまた、国は書類まで行っていませんので、こういう状況で細かい内容を説明して、間違いないように進行していったほうがいいのかというふうに思います。それを踏まえて、農業委員会の意見を付すときに、ちょっとね、いきなり不許可というのもどうなのかなというのがあるんで、不許可と許可の間といたら何なんですけれども、それで。

確かに、矢島委員さんがおっしゃっていた、周りは太陽光があったり、宅地もあったりして、全て2種なのかなというふうにも見えてしまっていますが、実は1種なのでそういう形で、1つは不許可相当、3つは許可相当という見込みって感じで意見を付せればと思います。

○7番（遠井 勝君） これはもう、ちょっと余談ですけども、経済産業省の許可というか、申請の書類は支障ないということでの許可というのは、転用とは、というのは全く関与していない判断だろうと思うんですよね。だから、ある程度、時間を持ってということであれば、保留という形で、取り下げという方法はできないんでございましょうか。

○事務局（小川修一君） その辺の指導も、今度は市長部局のほうに渡ったときに、いや、ここはだめだからという指導もまたさせていただきながら、繰り返しになってしまうんですが、関東農政局に持ち込んで、ちゃんと説明して、間違いない答えをもらってくるという形だと思います。

○7番（遠井 勝君） そうですか。

○15番（柳田 浩君） すみません。15番、柳田です。

これを1件審査で、向こうが強引に上げてきている。取り下げ、本当だったらそれぞれに分けてという指導はしているわけですよ。その辺の意図がわからないということ。そういう指導するのであれば、徹底的にそういう指導しないと、向こうは、全部まとめちゃうほうが楽ですよ1回でやったほうがね。こういう筆ごとに地権者も違ったりしているわけですから、ごちゃごちゃになっちゃいます。やりづらくなっちゃんじゃないですか、申請の受け付けの仕方が。何か向こうの側の言いなりでね、強引なような感じがするんですね。だから、そういう変な申請になっちゃったんじゃないですか。だから、国も初めてだっていうような話になっちゃうんでしょから、その辺は好ましくないということで徹底した指導していただければ、こういう心配はないんじゃないかということですよ。

○8番（栗原光夫君） すみません。8番、栗原です。

この9番の案件は一時ストップして、次からまた10番からしていったほうがいいと思います。時間の関係もありますので。

○事務局（小川修一君） すみません。いろんなご意見いただいて、ありがとうございます。では、後に審議という形でさせていただけないでしょうか。

○会長（小倉和夫君） では、ちょっと時間かかりそうなので、後に審議ということで、先に10番の大越地区の案件から進めたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の15ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、宅地進入路を確保するもので、必要添付書類が整えられております。

また、本案件は、平成25年に法人で奥の住宅地を購入し、後から進入路が農地のままであったことが発覚したため、今回の申請となったものでございます。

現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

7月18日に武正推進委員とお伺いしまして、これ進入路として143㎡、本当に少ないんですけども、改めて申請し直しということで経過があります。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

7月18日に武正推進委員さんとお会いしまして、これ、やはり後継者がいないということで、太陽光のほうの会社へお譲りしましたということでなっております。全て後継者がいない理由から売買に踏み切ったというわけであります。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番から16番まで、大越地区の案件については関連がありますので、一括して、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。番号12番から16番につきましては、譲受人が同一でございますので、一括説明といたしたいと思っております。しかし、14番のみ資料の不備がございまして、補正も済んでいないため、審議保留とさせていただきたいと思っております。

それでは、14番を抜かして、位置図17ページから18ページ、20ページから21ページ及び土地利用計画図5-12から5-13、5-15から5-16をご覧ください。

この4つの案件は、いずれも同一の譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、4件、いずれもこの案件は、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

ただいま事務局の報告のとおり、7月18日に武正推進委員さんと行きまして、現地を確認しましたところ、やはり後継者がいないと、貸すんじゃなくて売りたいんだということで売買に踏み切ったわけであります。これからは、どんどんこういう事例が増えてくるんじゃないかなと思いました。何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、14番について、事務局からの説明のとおり、添付資料の一部に不備があることから、今回は保留とすることにして、次回総会で審議することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、審議保留といたします。

次に、15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、17番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の22ページ及び土地利用計画図の5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

同じくこれ、場所がよく、太陽光には最高の場所だということでありまして、後継者もないということで売買に踏み切ったわけでありま

す。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、18番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の23ページ及び土地利用計画図の5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、駐車場を拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、大型車、トレーラー等の車検整備のため必要であり、また、社員の駐車場も確保するものでございま

す。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

今、事務局の報告のとおり、業務拡張に伴い駐車場が狭くなったということで、7月18日に武正推進委員とお会いしまして、協議の結果、何ら問題ないと判断しました。よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、19番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の24ページ及び土地利用計画図の5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、工場敷地を拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、現地は既に工場敷地の一部として使用されており、譲受人は今後も同様に使用したいということでございますので、始末書が添付され、既存建築物等は新工場の稼働後、さらに製品納入先の製品検査合格後に撤去するというご事情でございますので、現地の状況等から判断し、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（坂本君夫君） 3番の坂本です。

7月16日に、私と関口委員、それと渡辺推進委員で本人にお伺いしてきました。車庫的なものが建っていたので、改めて新しい工場の増設と新設にまたがって、そこで改めて申請し直すということで、さんの家へ行って、本人と確認してきました。許可相当だと判断して帰ってきました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、20番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の24ページ及び土地利用計画図の5-20をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、工場敷地を拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されます。また、既存工場敷地内の違反建築物に関して市担当課に確認したところ、新工場の稼働後、さらに製品納入先の製品検査合格後に撤去するというございます。

また、今回の農転の申請に関する開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われ
ます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（坂本君夫君） 3番、坂本です。

先ほどと同じ工場なんですが、譲渡人の方と面談をして、話を伺ってきました。それと、その後、工場のほうへ行きまして、新たに申請する工場を適切な時点で、始末書で上がって
いましたところはちゃんと撤去するというので、専務と社長に会いまして話を聞いてきま
した。許可相当と判断し、帰ってきました。ご審議のほど、ひとつよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

20番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、21番の鴻莖地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の25ページ及び土地利用計画図の5-21をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐輪場を拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、現況は既に駐車場となっており、今後も同様に処理していきたいという意向でございましたので、始末書が添付されております。

また、現地の状況、周囲状況から見て、市街化区域に隣接し、周囲に農地がないことなどからやむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(塩崎 博君) 9番、塩崎です。

7月の13日に、江川推進委員さんと2名で現地にて、

さんの

さんという方から話を聞いてまいりました。このたび土地の売買の話になりまして、隣がこの斜線に入っていると思うんですが、ここが、現実に

さんの駐車場として使っていたし、この190-1というところだけがたまたま抜けておりまして、ここを転用したい、宅地にしたいということで申請に上がったわけであります。現地を見ましたら、細長くて農地には向かないというようなこともありまして、許可相当ではないかと判断してまいります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○局長(細田 悟君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

21番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

時間も経過しましたので、この辺で休憩を入れたと思いますので、よろしくお願ひします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 4時00分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） では、再開いたします。

次に、22番の鴻茎地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の26ページ及び土地利用計画図5-22をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

7月の13日に、江川推進委員さんと2名で、現地にて譲渡人の さんより話を聞いてまいりました。今回、この土地に家を新築したいという人がおりまして、話がまとまり、この土地を分筆してこういうような形になったということでした。周りも大分家が建ち並んでおり、仕方ないのかなというふうに判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

22番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、23番の鴻茎地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の27ページ及び土地利用計画図5-23をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農家住宅敷の拡張をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、線引き以前から宅地として使用しており、現在は譲受人の農業用倉庫が建築されております。今回、改めて許可を受けするため申請するものでございまして、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(塩崎 博君) 9番、塩崎です。

7月12日に、江川推進委員さんと2名で現地にて、譲受人の さんより話を聞いてまいりました。話によりますと、この作業舎は線引き以前よりも家が建っていたということでもありまして、今回、新たに転用しようということで申請をしたということでもございました。本人も農業意欲がありまして、問題ないのではないかとこのように判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

23番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、24番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の28ページ及び土地利用計画図の5-24をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、青地から除外されたもので、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員山岸和男委員がきょうは欠席でございますので、かわって13番、小倉が説明をさせていただきます。

7月13日、山岸委員さん及び石川、高橋、細谷両推進委員さんとともに、5人で譲渡人の さん宅でお話を伺ってまいりました。これはお孫さんでございまして、分家住宅ということで問題なしと判断してまいりました。

皆様のご質疑とご意見ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

24番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、25番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の29ページ及び土地利用計画図5-25をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材倉庫の建築及び駐車場を整備する計画で、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、今年度、農用地からの除外が完了したもので、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、13番、

小倉でございますので、私のほうから補足説明をいたします。

同じく7月13日に、高橋、細谷両推進委員さんとともに さんを訪ねて、お話を伺ってまいりました。本人は病気がちということで、随分農地を手放しているわけですが、その一環で今回、 に土地を売りたいということでございました。事務局の申すとおりの問題なしと判断してまいりましたので、皆さん方のご意見をよろしくお願ひ申し上げます。

この件につきましてご質疑、ご意見等ありましたら、よろしくお願ひします。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

25番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、26番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の30ページ及び土地利用計画図5-26をご覧ください。本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場を拡張する計画で、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、今年度、農用地から除外が完了したもので、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、13番、小倉ですので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

7月13日、山岸議員、石川、高橋、細谷両推進委員さんと5人で、譲渡人の 宅を訪ねて、お話を伺ってまいりました。事務局の説明のとおり駐車場のスペース確保ということで、やむを得ないというように判断をしてまいりました。皆様方のご意見をよろしくお願ひいたします。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

26番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、27番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の32ページ及び土地利用計画図5-27をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築する計画で、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

この件につきましては、7月15日に担当し、佐藤推進委員さんと2人で、譲受人の実家、いわゆる譲渡人の家を訪ねて、お話を伺ってまいりました。内容につきましては、事務局説明のとおりでございまして、また、場所的にも実家のすぐ前ということで、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

この件につきましてご質疑、ご意見等ありましたら、よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

27番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、28番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の32ページ及び土地利用計画図の5-28をご覧ください。

本案件は、譲受人が貸貸借により土地を借り受け、従業員駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

19日にですか、推進委員の塚田さんと2人で、譲渡人ですね、さんを訪問しまして確認をしてみました。まず、現地については、道路と高さが同じぐらいですね、これ以上、埋め立てたり何かしなくても十分に使えるといった状況で、確認をしたところ、そこに防水シートがあるんです。その上に砂利を載せると。何がって言うと、賃貸20年でございますので、また原形復旧をしてほしいんだと、そんな意味合いでございました。そして、この申請の理由をちょっと確認したところですね、どうも会社の ですか、路上に車を止めてと、こんな話が出ていますので、ちょっとこれもどうかなと思いましたんでね、どういうふうになるのか、ちょっと に行つて確認をしてみました。中を見ますと、確かに1台トラックがとまると、もうあとは社員の車ですごく通り抜けができないと、そんな状況にありましてですね。今後、その車が追い出されて駐車場に移れば、トラックのすれ違いも十分できると、そんな状況になるんだというお話し聞いておりました。そんな中でしたら、駐車場十分に足り得るのかなと思いますので、基本は許可相当と判断をしてみました。よろしくご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

28番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

継続になりました9番の案件につきまして、再度審議したいと思いますので、まず事務局の説明をお願いします。

○局長（細田 悟君） それではですね、それぞれの委員さんで意見が分かれていますので、休憩の間にですね、事務局のほうで相談をさせていただきましたので、まず事務局のほうの

見解のほうを説明をさせていただきたいと思います。

小川次長から説明をさせていただきます。

○次長（小川修一君） 説明させていただきます。

結論から申し上げます。4718-2、こちらについては皆さん不許可ということでご意見がありますので、こちらについて、その筆についても不許可ということで意見が出ています。あと、残り3筆について許可、不許可の手続きですね、という意見が出ています。確認ですが、4718-2というのは不許可という意見です。残り3件については、許可、不許可の手続きを確認させていただきながら手続きを進めるということで、市長部局の方にそういった意見をしっかりと伝えていきたいなというふうに思ったんですが、それでよろしいでしょうか、よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局の申された説明で、ご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

（「異議なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、4718番の2については不許可、そのほかについては許可という方向で決定したいと思いますので、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、9番の案件につきましては、一部許可相当ということでよろしくお願い申し上げます。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、議案第5号でございます。ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回、ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利

用権設定案件でございまして、新規分1筆、面積1,032㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありました。本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することと決定いたします。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けまして、希望者へ農用地の貸し付けが適当であるかどうかをご審議いただきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありました。本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から4号につきましてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続に伴う権利移動の届出6件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について」、5条の許可取り下げ1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出5件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出84件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任をおり、進行を司会へお戻しします。

○局長（細田 悟君） 小倉会長には長時間にわたる議事の進行、ご苦労さまでございました。



◎閉会の宣告

○局長（細田 悟君） それでは、野川職務代理に閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○職務代理（野川良翁君） 本日はですね、お忙しい中を各委員さんには長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これもちまして、令和元年第3回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

○局長（細田 悟君） ありがとうございました。

閉会 午後 4時20分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和元年7月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 矢 島 征 雄

署名委員 遠 井 勝